

## 金融商品取引法施行に伴う取引参加者制度等の整備について

平成19年6月29日  
株式会社名古屋証券取引所

### 趣旨

本年9月を目途に、「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成18年法律第65号)における「金融商品取引法」(昭和23年法律第25号)及び「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成18年法律第66号)の施行が見込まれることから、取引参加者規程等について所要の整備を行うこととする。

### 概要

項目	内容	備考
1. 取引参加者制度 (1) 取引参加者の範囲	<ul style="list-style-type: none"><li>取引参加者となることができる者の対象を次のとおりとする。 金融商品取引業者(金融商品取引法(以下「法」という。)第2条第9項に定める金融商品取引業者をいう。)であって、第一種金融商品取引業(法第28条第1項に定める「第一種金融商品取引業」をいう。)のうち同項第1号の業務の種別の登録を行っている者</li></ul>	現行制度では、次のとおりである。 証券会社又は外国証券会社
(2) 業務の種別の変更に係る報告	<ul style="list-style-type: none"><li>取引参加者は、法第29条の2第1項第5号に掲げる事項についての変更登録に係る申請(法第28条第1項第1号に掲げる業務の廃止のための変更登録に係る申請を除く。)を行った場合は、直ちに当取引所に報告しなければならないこととする。</li></ul>	
(3) 業務の廃止に係る届出等	<ul style="list-style-type: none"><li>取引参加者は、第一種金融商品取引業を廃止しようとする場合又は法第28条第1項第1号に掲げる業務の廃止のための変更登録を行おうとする場合には、あらかじめ当取引所に届け出なければならないこととする。</li></ul>	現行制度では、証券業を廃止しようとする場合について規定している。

項 目	内 容	備 考
2 . 信用取引制度 信用取引の委託 保証金代用有価証 券の代用価格の見 直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の届出を行った場合において、取引資格の喪失申請を行わないときは、当取引所は、審問のうえ、当該取引参加者の当取引所の市場における有価証券の売買等（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。以下同じ。）又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止を行うことができることとする。</li> <li>・信用取引に係る委託保証金を以下の有価証券をもって代用する場合において、代用価格を計算する際にその前日における時価に乗すべき率を100分の80としている信用取引の委託保証金代用有価証券の代用価格に関する受託契約準則の特例を廃止するとともに、受託契約準則において規定されている当該率を100分の70から100分の80に改正することとする。              国内の証券取引所に上場されている株券（外国投資証券及び優先出資証券を含む。）              投資信託受益証券及び投資証券（国内の証券取引所に上場されているもの及び投資信託協会が前日の時価を発表するものに限る。）のうち公社債投資信託の受益証券以外のもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣府令の改正等によって信用取引の委託保証金代用有価証券の代用価格の見直しが行われることを踏まえ、同様の見直しを行うものである。</li> </ul>
3 . その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用語の見直し等所要の改正を行うこととする。</li> </ul>	

・実施時期（予定）

金融商品取引法の施行にあわせ、平成19年9月を目途に実施することとする。

以 上